

【保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等における厚生労働大臣が定める事項】

【取り扱いのある一般用医薬品】

第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品

【取り扱いのある医療保険公費負担医療】

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・ 児童福祉法に基づく指定
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

【個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行】

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

【療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて】

医療費の給付と直接関係のないサービスや項目については、以下の通り対応しております。

- ① 薬剤の容器代
必要に応じて薬剤の容器代を頂戴しております。
料金：1個につき 50 円
- ② 医薬品の郵送料
患者様のご都合やご希望により医薬品を郵送する場合、原則として郵送料は患者様のご負担となります。
- ③ 治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、調剤報酬点数表に従い算定いたします。

【調剤報酬点数表一覧】

当薬局は、規定の調剤報酬点数を算定しております。

日本薬剤師会 調剤報酬点数表(令和7年4月1日)をご確認ください。

【調剤管理料】

当薬局では、調剤管理料を算定しております。

患者様やご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

【服薬管理指導料】

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しております。

【後発医薬品調剤体制加算】

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて調剤報酬点数表に従い、後発医薬品調剤体制加算を処方箋の受付1回につき算定しております。

【夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）】

当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

- ・ 夜間・休日等加算の対象時間（平日 19:00～8:00, 土曜日 13:00～8:00）
- ・ 休日加算の対象（日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日））

【地域支援体制加算】

当薬局では以下の基準の一定を満たし、地域支援体制加算 1 を算定しております。

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85% の場合、後発医薬品の調剤割合が 50% 以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談の取り組み
- ・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

【連携強化加算】

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ① 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- ② 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- ③ 個人防護具を備蓄
- ④ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- ⑤ 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- ⑥ 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- ⑦ 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- ⑧ 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- ⑨ 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

【かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料】

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局 2 年以上在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

【医療情報取得加算】

当薬局では、オンライン資格確認システムを導入しております。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を、同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。

【在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）・居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）】

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

【在宅薬学総合体制加算】

当薬局は、調剤報酬点数表に従い、在宅薬学総合体制加算 1 を処方箋の受付 1 回につき算定しております。
当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得

【居宅療養管理指導に関する運営規程の概要等の重要事項】

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程は以下の通りです。

➤ 目的

利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

➤ 運営方針

- (1) 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

➤ 指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- (2) 薬剤服用歴の管理
- (3) 薬剤等の居宅への配達
- (4) 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- (5) 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- (6) 薬剤の重複投与、相互作用等の回避

- (7) 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- (8) ADL、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- (9) 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- (10) 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- (11) 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- (12) 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- (13) 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- (14) 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- (15) その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

➤ 職員等の体制（従業者の職種、員数及び職務の内容）

薬剤師 4 名（常勤 4 名）、事務員 1 名（常勤 1 名）

➤ 担当薬剤師

担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。利用者さまは、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は当該サービスの目的に反する等の変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。また、当事業者は担当薬剤師が退職する等の正当な理由がある場合に限り、事前に利用者さまの同意を得た上で、担当薬剤師を変更することがあります。

➤ 営業日及び営業時間

店舗案内より、各店舗の営業日及び営業時間がご確認頂けます。

➤ 緊急時の対応

緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

➤ 利用料

サービスの利用料は、介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。（1割負担の場合。ただし2割負担、3割負担の場合は、記載の2倍、3倍の金額となります。）

(1) 居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

(算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回、月8回まで。)

・ 在宅での療養を行っている場合	518 円／回
・ 居住系施設入居者等である場合	2～9名 379 円／回 10名以上 342 円／回
・ 情報通信機器を用いた場合	46 円／回

(2) 緊急訪問時料金（医療保険扱い、月4回まで）

・ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合）	500 円／回
・ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（上記以外の場合）	200 円／回
・ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	59 円／回

(3) 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき 100 円 ((1)、(2)に加算：ただし(2)のオンライン時は除く)

(4) 医療用麻薬持続注射療法を行っている場合

1回につき 250 円 ((1)、(2)に加算：ただし(2)のオンライン時は除く)

(5) 在宅中心静脈栄養法を行っている場合

1回につき 150 円 ((1)、(2)に加算：ただし(2)のオンライン時は除く)

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

➤ 通常の実施地域

東京都板橋区

➤ 個人情報に関する事項

利用者さまのプライバシーを尊重し、業務上知り得た利用者さま、またはそのご家族に関する秘密を保持いたします。

➤ 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

➤ 事故処理

居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者さまの後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

➤ その他運営に関する重要事項

(1) 緊急時の電話対応と訪問について

担当以外の薬剤師が電話対応する際、詳細についてお伺いする場合があります。訪問時は、担当以外の薬剤師が複数名で訪問する場合があります。

(2) 暴力行為や著しい迷惑行為、セクシャルハラスメントについて

次のような場合には訪問をお断りすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

- ・ 職員に暴力や迷惑行為、セクシャルハラスメントと見なされる言動、行為を行ったとき
- ・ 暴言や脅迫的な動動により、職員の業務に支障が出たとき
- ・ 解決し難い要求を繰り返し、職員の業務に支障をきたすとき

(3) 利用者、及びその家族の個人情報について

以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することがございます。

① 使用する目的

- ・ 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- ・ 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

② 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

③ 使用する期間

契約で定める期間

④ 条件

- ・ 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ・ 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録します。

【個人情報保護方針】

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などの必要な連携
- ・ 病院、診療所等からの紹介の回答
- ・ 患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・ 医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・ 外部監査期間への情報提供